

令和3年1月8日

保護者 様

埼玉県立いずみ高等学校長 栗藤 義明

緊急事態宣言下の学校運営について

新春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続くことから、昨日1月7日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法（いわゆる「新型コロナ特措法」）に基づく緊急事態宣言（1月8日（金）から2月7日（日）まで）を発令しました。また、これを受け、同日付けで埼玉県知事による特別措置及び埼玉県教育委員会（以下「県教委」）から今後の学校運営について指示がありました。基本的には感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続するとしておりますが、緊急事態宣言下の学校運営を下記のとおり行ってまいります。保護者の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

記

1 感染防止の更なる徹底について

- (1) 健康観察の徹底（本人又は同居する家族が体調不良の際は登校しない・させない）
- (2) 手洗い・マスク着用の徹底（学校では適切な換気等を行う）
- (3) 授業等における飛沫防止の徹底
（感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動（合唱や調理実習等）は中止し、別の方法で実施する）
- (4) オンライン学習の活用（引き続き Google Classroom、スタサプを活用する）
- (5) 食事中の会話の禁止（会話は食事後にマスクを付けてから行うよう指導する）

2 登下校時の3密の回避について

電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、1月15日（金）まで実施していた「始業開始の1時間遅れ、短縮40分×6コマ授業」を、緊急事態宣言が発令されている間は継続することとします。

3 部活動などの課外活動の中止について

部活動などの課外活動については緊急事態宣言が発令されている間は原則中止¹とします。

4 各家庭へのお願い

緊急事態宣言は現行の法律でできる最大限のメッセージです。これを他人事と取らず、大切な人の命を守るため、医療提供体制を維持するために行動することが大切です。学校では感染症対策について最大限の努力を重ねているところですが、以下のことに取り組んでいたければ幸いです。

- (1) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅を促してください
- (2) お子様同士の会食等を自粛させてください
- (3) 日々の体調管理、免疫力を低下させない規則正しい生活に努めてください
- (4) 手洗いやマスク着用を徹底させてください

万一感染したり、保健当局から濃厚接触者とされたりするような場合には、直ちに学校まで御一報ください。情報の共有こそがクラスター発生等を防ぐうえで大変重要です。

担当 教頭 吉野
電話 048-852-6880

¹ ただし、別に定める対外運動競技大会に出場する場合は、その日から起算して14日前からの活動を認める。